# 平成25年度

# 検査・鑑定等説明会資料

目　次


| 項　目 | ページ |
|---|---|
| １．型式検査 | １ |
| ２．安全鑑定 | １２ |
| ３．総合鑑定 | １２ |
| ４．任意鑑定 | １８ |
| ５．OECDテスト | ２０ |
| ６．農耕作業用自動車等機能確認 | ２５ |
| ７．検査・鑑定等相談窓口 | ２８ |


2013年4月19日


生物系特定産業技術研究支援センター
農業機械化研究所

# 生研センターで実施する検査鑑定等

| 種　類 | 概　要 | 対象機種 | 試験・項目等 |
|---|---|---|---|
| 型式検査 | 型式ごとの性能、構造、耐久性、操作性、安全性について試験。合格・不合格を決定、合格機は成績を公表。<br>農業機械化促進法に基づく。 | 農用トラクター(乗用型)，田植機(乗用型)，野菜移植機，動力噴霧機(走行式)，スピードスプレヤー，コンバイン(自脱型)，コンバイン(普通型)，ポテト・ハーベスター，ビート・ハーベスター | 性能（排出ガス含む），耐久性，取扱性，安全装備など |
| | | 農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム | 強度，構造，取扱性 |
| 安全鑑定 | 型式ごとの安全性（安全性の性能確認含む）を試験・確認。適合・不適合を決定、適合機は公表。<br>生研センター要領に基づく。 | ほとんどの農業機械（31機種＋その他） | 安全装備，取扱性 |
| 総合鑑定 | 機械の総合的な性能を試験・評価。合格・不合格は決めず、成績書は原則公表。<br>生研センター要領に基づく。 | 豆用脱粒機（連続排稈型），大豆選別機，自脱コンバイン（種子用），温風暖房機，ハウス用少量散布機，プラウ（駆動ディスクハロー型），農用トレンチャ，堆肥散布機（自走式），側条施肥機 | 性能，取扱性，安全装備など |
| 任意鑑定 | 依頼者の希望する試験実施。成績書は原則依頼者に交付。<br>生研センター要領に基づく。 | ほとんどの農業機械（機械の一部も対象可） | 依頼者との協議で決定，外国規格試験可能 |
| OECDテスト | OECDテストコードに基づく、トラクターまたは安全キャブ・フレームの性能試験。<br>成績書（OECDレポート）は公表。 | 農用トラクター(乗用型) | 性能，騒音 |
| | | 農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム | 強度，構造 |
| 農耕作業用自動車等機能確認 | 道路運送車両法に基づく、小型特殊自動車の型式認定。<br>農水省生産局長からの依頼。 | 農耕トラクタ（乗用型トラクター），田植機，農業用薬剤散布車（スピードスプレヤー），刈取脱穀作業車（コンバイン） | 道路走行に必要な要件・項目 |

# １．型式検査

１）型式検査の対象機種について

平成25年度において型式検査を行う農機具の種類は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 農用トラクター（乗用型） | 機関出力25馬力以上250馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。 |
| 田植機（乗用型） | 土付き苗用のものに限る。 |
| 野菜移植機 | 土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。 |
| 動力噴霧機（走行式） | ブームノズルを有するものに限る。 |
| スピードスプレヤー | |
| コンバイン（自脱型） | 種子用のものを除く。 |
| コンバイン（普通型） | |
| ポテト・ハーベスター | |
| ビート・ハーベスター | |
| 農用トラクター（乗用型）用<br>安全キャブ及び安全フレーム | |

２）検査方法及び基準について

平成25年度の検査方法及び基準は、平成24年度と同じで変更ありません。

なお、上記対象機種の「型式検査の主要な実施方法及び基準」の必要な方は、各担当室までご連絡下さい。担当室の連絡先は28頁を参照下さい。また、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/katasiki/index.html)にも掲載されていますのでご利用下さい。

3）型式検査の実施計画について

| 機　　種 | 受 付 期 間 | 実施時期 | 実施場所 | 担 当 室 |
|---|---|---|---|---|
| 農用トラクター(乗用型) | 常時<br>(4/1～平26.3/7) | 随時 | 生研センター | 原動機第1試験室<br>原動機第2試験室 |
| 田植機(乗用型) | 4/22～4/26 | 6月 | 生研センター<br>及び付属農場 | 作業機第1試験室 |
| 野菜移植機 | 5/13～5/17 | 8月下旬<br>～11月中旬 | 生研センター<br>及び付属農場等 | 作業機第1試験室 |
| 動力噴霧機(走行式) | 常時<br>(4/1～平26.3/7) | 随時 | 生研センター | 作業機第1試験室 |
| スピードスプレヤー | 常時<br>(4/1～平26.3/7) | 随時 | 生研センター | 作業機第1試験室 |
| コンバイン(自脱型) | 7/8～7/12 | 10月上旬<br>～12月中旬 | 生研センター<br>及び埼玉県 | 作業機第2試験室 |
| コンバイン(普通型) | 5/13～5/17 | 6月下旬<br>～12月中旬 | 生研センター<br>及び埼玉県<br>（予定） | 作業機第2試験室 |
| ポテト・ハーベスター | 7/8～7/12 | 9月中旬 | 北海道 | 作業機第1試験室 |
| ビート・ハーベスター | 7/8～7/12 | 10月下旬 | 北海道 | 作業機第1試験室 |
| 農用ﾄﾗｸﾀｰ(乗用型)用<br>安全ｷｬﾌﾞ及び安全ﾌﾚｰﾑ | 常時<br>(4/1～平26.3/7) | 随時 | 生研センター | 安全試験室 |

注１　既受検機の改造機で、ほ場試験等の制約がない型式については上記の期間外でも4/1～平26.3/7の期間内において常時申込みを受付け、実施いたします。

注２　次の機種については条件が整えば出張して試験を行うことができますので、出張検査の項（３頁参照）をご覧の上、担当室にお問い合わせ下さい。

■農用トラクター(乗用型)

■農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームでは、OECD承認機及び装着検査のもの

■田植機（乗用型）

■コンバイン（自脱型）

4）同一型式・別型式の判定例について

平成24年度と同じで、変更はありません。

５）型式検査の申込み手続きについて

申し込みの手続きは次の(1)～(4)のとおりです。なお、試験省略及び出張検査を希望する場合の手続きは、(5)のとおりです。

(1) 検査依頼書

様式１（７頁）に従って作成のうえ１通提出して下さい。

(2) 検査依頼書に添付する書類

仕様書、取扱説明書、カタログ、図面等（原則として受検型式の全体図、機種によっては写真でも可）が必要です。詳細については各担当室にお問い合わせ下さい。

(3) 申込書類の提出先及び検査手数料振込先

検査依頼の際には、検査依頼書、仕様書、取扱説明書、カタログ、図面等を一括し、検査手数料の振込金受取書の写しまたは貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を添えて、下記に提出して下さい。

【宛先】〒331-8537　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目４０番地２
生物系特定産業技術研究支援センター（略称：生研センター）
評価試験部長あて

なお、郵送の場合は、封筒に「検査依頼書在中」と朱記して下さい。

振込銀行及び口座は以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店
普通預金口座　１３３３０００
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

(4) 検査申込の受理

生研センターは検査依頼書が提出されると、書類、納付手数料等を確認して、依頼者に受理の通知をいたします。

(5) 試験省略及び出張検査の希望がある場合の手続きについて

次のアからクまでに該当するもので試験省略を希望する場合及び生研センターが指定した場所以外での出張検査を希望する場合には、以下の①から③の手続きに従って下さい。

ア　型式検査を受けたもの又は同時受検するものと同等の構造を有するもの（ＯＥＭ機を含む）

イ　農用トラクターＯＥＣＤ標準テストコードに基づくテストを受けたもの

ウ　ＡＳＡＥ安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けたもの

エ　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における農業機械の鑑定実施に関する規程（15規程第70号）に定める農業機械の鑑定を受けたもの

オ　依頼者が型式検査の主要な実施方法及び基準の規定に基づき、型式検査の実施に関する規程（15規程第69号）６条第１項第２号に定める試験成績書を作成し提出しているもの

カ　装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)第10条の規定に基づき一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定を受けた機関を搭載したもの。

キ　農耕作業用自動車等機能証明（平成８年農林水産省農産園芸局長通知）により、農耕作業用自動車等証明書の交付を受けたもので、搭載されている機関が「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第 619号）の第41条第１項第15号、第20号及び第21号に規定されている基準を満たしているもの

ク　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第６条の規定に基づき型式指定を受けた特定原動機を搭載したもの

① 試験省略確認依頼書及び試験出張依頼書

a 試験省略を希望する場合

検査申込に先立って、様式２（８頁）の試験省略確認依頼書を１通提出してください。

b ＯＥＭ機受検の試験省略を希望する場合

一定の条件を満たしたＯＥＭ機であることが確認されれば、依頼者が指定する親機又はＯＥＭ機のどちらかの型式で検査を実施し、他の型式は書類審査として実機の提示及び構造調査は省略することができます。

なお、一定の条件とは、色、装飾、ボンネット等（安全キャブ・フレームでは、安全域の確保に関係しない部材）のデザイン、営業用名称、銘板以外は、構造が全く同じであること、安全標識や取扱説明書についても編集方式等の違い以外は同じであることです。

検査申込に先立って、様式２（８頁）の試験省略確認依頼書を１通の他、以下の資料等を提出して下さい。

●上記の条件を満たした親機、ＯＥＭ機であることを証明する書類

●親機とＯＥＭ機の異なる内容の対照表

●構造調査表、安全装備確認添付資料、取扱説明書、カタログ、写真

c 出張試験を希望する場合

検査申込に先立って、様式４（10 頁）の試験出張依頼書を１通提出して下さい。

また、農用トラクター（乗用型）については、希望する出張検査試験・調査の可否の検討に必要な試験・調査項目ごとの検査施設・装置等の仕様等を記載した資料を別途提出して下さい。

なお、検査施設・装置の仕様等の記載内容及び記載要領については、担当室にお問い合せ下さい。

d 試験省略と出張試験を併せて希望する場合

検査申込に先立って、様式２（８頁）の試験省略確認依頼書１通と様式４（10 頁）の試験出張依頼書１通を併せて提出して下さい。

② 試験省略通知書及び試験出張通知書

生研センターは，試験省略確認依頼書及び試験出張依頼書に基づき検討し、様式３（９頁）の試験省略通知書及び様式５（11頁）の試験出張通知書を送付いたします。

③ 検査依頼の手続き

試験省略通知書及び試験出張通知書の写しを添えてお申込みいただくほかは、通常の検査依頼と同様に上記(1)から(3)の手続きをして下さい。

(6) 手数料

平成25年度の手数料は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 農用トラクター（乗用型） | |
| （機関出力25馬力以上250馬力未満で車輪式及び走行部がゴム製の装軌式のものに限る。） | |
| 機関排気量4.0ﾘｯﾄﾙを超えるもの | 1,734,000円 |
| 機関排気量1.5ﾘｯﾄﾙを超え4.0ﾘｯﾄﾙ以下のもの | 1,726,000円 |
| 機関排気量1.5ﾘｯﾄﾙ以下のもの | 1,718,000円 |
| 駆動耕うん専用型　機関排気量1.5ﾘｯﾄﾙを超えるもの | 1,455,000円 |
| 駆動耕うん専用型　機関排気量1.5ﾘｯﾄﾙ以下のもの | 1,449,000円 |
| 田植機（乗用型） | |
| 施肥装置を有しないもの | 1,129,000円 |
| 施肥装置を有するもの | 1,261,000円 |
| 野菜移植機 | 901,000円 |
| 動力噴霧機（走行式） | 611,000円 |
| スピードスプレヤー | |
| 立木用又は棚作り用専用のもの | 954,000円 |
| 立木棚作り兼用のもの | 1,009,000円 |
| コンバイン（自脱型） | 1,167,000円 |
| コンバイン（普通型） | |
| 単品目 | 1,407,000円 |
| ２品目 | 2,086,000円 |
| ３品目 | 2,766,000円 |
| ポテト・ハーベスター | 963,000円 |
| ビート・ハーベスター | 963,000円 |
| 農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム | |
| コードⅠ | 784,000円 |
| コードⅡ | 784,000円 |
| コードⅢ | 669,000円 |
| コードⅣ | 712,000円 |

注）出張試験の場合は、別に出張に要する経費が追加されます。

農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレームの試験の種類

| 試験コード | 対象範囲 |
|---|---|
| Ⅰ<br>（大型トラクタ） | 車輪式又は車輪の一部もしくは全部をゴム装軌ユニットと交換したトラクタで最小後輪輪距又は後部履帯最小中心間距離が1150mmを超えるものに装備する安全キャブ又は安全フレーム。 |
| Ⅱ<br>（大型トラクタ:狭輪距） | 車輪式又は車輪の一部もしくは全部をゴム装軌ユニットと交換したトラクタで最小後輪輪距又は後部履帯最小中心間距離が1150mm以下のものに装備する安全キャブ又は安全フレーム。 |
| Ⅲ<br>（小型トラクタ） | 車輪式又は車輪の一部もしくは全部をゴム装軌ユニットと交換したトラクタで本体の高さが2.05m以下のものに装備する安全キャブ又は安全フレーム。 |
| Ⅳ<br>（フルクローラトラクタ） | ゴム装軌式のトラクタに装備する安全キャブ又は安全フレーム。 |

6）その他

生研センターで実施する場合、供試機は試験日の午前９時までに搬入して下さい。搬入に当たっては荷づくりを厳にし、必ず配達付きとして下さい。

また、生研センターの平日の開門時間は午前８時30分となっておりますので、原則としてそれ以前の入門はできません。土日祝祭日は常時閉門となっております。平日午前８時30分以前に搬入希望の場合は必ず担当室にご相談下さい。

なお、搬入搬出に必要な経費は、依頼者側で負担していただくことになっております。

様式１

農機具型式検査依頼書

年　月　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　　印

農業機械化促進法第６条の型式検査を受けたいので、下記により依頼します。

記

１　農機具の種類

２　農機具の型式名

３　当該型式の農機具の製造所の名称及び所在地

４　当該型式の農機具の生産（又は販売）開始年月日

---

（備考）１　用紙は日本工業規格Ａ４として下さい。
２　法人の社印、代表者の印を必ず捺印して下さい。
３　型式名は、銘柄型式名（例：ノウケン IAM89）として下さい。
４　同一機種で同時に複数の型式を依頼される場合は、一葉にまとめて依頼していただいても結構です。

様式２

試験省略確認依頼書

年　月　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　　印

今年度型式検査の受検を予定している下記型式は、

ア．○○年度受検機
イ．○○年度受検機の改造機
ウ．同時受検を予定している型式と同等の構造
エ．ＯＥＣＤ標準テストコードに基づくテストを受けたもの
オ．ＡＳＡＥ安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けたもの
カ．独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の鑑定を受けたもの
キ．第５条第１項第５号により試験成績書を提出するもの
ク．一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定を受けた機関を搭載したもの
ケ．農耕作業用自動車等機能証明を受けたもので、農耕作業用自動車等の排出ガス発散防止装置として適合した機関を搭載したもの
コ．特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第６条により型式指定を受けた特定原動機を搭載したもの

であるので、試験省略の可否について確認を依頼いたします。

記

１　農機具の種類
２　農機具の型式名
３　試験省略を希望する試験項目とその理由

---

（備考）１　用紙は日本工業規格Ａ４として下さい。
２　文中のアからコのうちで不必要な項目は抹消して下さい。
３　試験省略に必要な書類は、仕様書のほか下記のものを添付して下さい。
（１）ア又はイは検査成績表
（２）エ又はオはテストレポート
（３）カは鑑定成績
（４）キの試験成績書は型式検査の実施に関する規程の別記様式１～１０
（５）クは装置型式指定通知書及び当該指定申請書及び添付資料の写し
（６）ケは農林水産省生産局長の証明を受けた申請書及び添付書面の写し
（７）コは特定原動機型式指定通知書及び当該指定申請書及び添付資料の写し

様式３

試験省略通知書

年　月　日

殿

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
所　長　　印

年　月　日付をもって依頼を受けた
の　　年度型式検査受検予定機の試験省略の可否については、試験省略確認依頼書の記載事項を検討した結果、下記の通り決定いたしましたので通知いたします。

記

１　農機具の型式名

２　省略する試験

３　手数料

４　この通知書に基づく検査依頼書の提出期限
平成　年　月　日

---

（備考）用紙は日本工業規格Ａ４です。

様式４

試験出張依頼書

年　月　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　　印

今年度型式検査の受検を予定している下記型式については、下記の通り出張による試験・調査の実施を依頼いたします。

記

１　農機具の種類

２　農機具の型式名

３　希望する出張試験・調査の内容、場所、時期

---

（備考）用紙は日本工業規格Ａ４として下さい。

様式５

試験出張通知書

年　　月　　日

殿

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
所　長　　印

年　月　日付をもって依頼を受けた
の　　年度型式検査受検予定機の試験に関する出張の可否について検討した結果、下記の通り決定いたしましたので通知いたします。

記

１　農機具の型式名

２　出張試験・調査の内容

３　出張の場所及び時期

４　出張に要する経費

（依頼に応じられない場合は、その理由を記載します。）

---

（備考）用紙は日本工業規格Ａ４です。

## ２．安全鑑定（別添「安全鑑定案内」参照）

## ３．総合鑑定

１）鑑定の対象機種について

平成25年度に総合鑑定を行う農業機械の機種と対象範囲は次のとおりです。

| 機　種　名 | 対　象　範　囲 |
|---|---|
| 豆用脱粒機(連続排桿型) | 主として大豆の脱粒に用いられる投込み式連続排桿型のもの。ただし、けん引式のものは除く。 |
| 大豆選別機 | 大豆の粒径、粒形状等の特性を利用して被害粒、夾雑物を分離するもの。ただし、唐箕のみを利用したもの、粒の色彩を利用したもの及び港湾施設等で利用するものは除く。 |
| 自脱コンバイン(種子用) | 水稲及び麦類の収穫に用いられる種子用のもの。 |
| 温風暖房機 | 園芸施設内の暖房に使用し、灯油又はＡ重油を燃料とする定格暖房能力50,000～200,000kcal/hの床置式油だきのもの。<br>ただし、JIS S2039（半密閉式石油ストーブ）に規定されるものを除く。 |
| ハウス用少量散布機 | 農薬に熱を加えないで煙霧を発生させ、作業中は施設内に立ち入らないで農薬を拡散する煙霧機のうち、清水の10a当り散布量が３～６ﾘｯﾄﾙのもの。 |
| プラウ(駆動ﾃﾞｨｽｸﾊﾛｰ型) | ツーウェイ（寄せうね）式又はワンウェイ式のもの。 |
| 農用トレンチャ | チェン、オーガ、ロータリ式の自走又は搭載式のもの。 |
| 堆肥散布機(自走式) | 積載量1.5トン以下の自走式及び農用運搬車等の自走式車輌（トラクタを除く）に搭載する形式のもの。 |
| 側条施肥機 | 田植えと同時に苗の側方に粒状肥料又はペースト肥料を施肥するもの。 |

２）総合鑑定の実施計画について

| 機　種　名 | 申込受付期間 | 実施予定時期 | 担　当　室 |
|---|---|---|---|
| 自脱コンバイン(種子用) | 7/8～7/12 | 10月上旬～下旬 | 主：評価試験部(作業機第２試験室)<br>副：生産ｼｽﾃﾑ研究部(収穫ｼｽﾃﾑ研) |
| その他の８機種 | 平成25年4月1日(月)から平成26年3月7日(金)まで常時受付けます。<br>ほ場や作物等により、実施期間が制約される機種があります。早めに作業機第２試験室（28頁参照）までご連絡下さい。 | | |

３）鑑定の申込手続き

申込の手続きは次のとおりです。

(1)　総合鑑定依頼書

総合鑑定依頼書は、次の様式６（13頁）に従って作成のうえ１通提出して下さい。

様式６

農業機械総合鑑定依頼書

年　月　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　　印

農業機械総合鑑定要領に基づく鑑定を受けたいので、下記により依頼します。

記

１．農業機械の種類

２．農業機械の型式名

３．当該型式の農業機械の製造所の名称及び所在地

４．当該農業機械の生産（又は販売）開始年月日

---

（備考）１　用紙は日本工業規格Ａ４として下さい。
２　法人の社印、代表者の印を必ず捺印して下さい。
３　型式名は、例えば「セイケンＭＫ５０」のように銘柄型式名として下さい。
４　同一機種で同時に複数の型式を依頼される場合は、一葉にまとめて出していただいても結構です。

(2)　添付書類

総合鑑定依頼書に添付する書類は、仕様書、カタログ、取扱説明書等ですが、仕様書の様式等詳細につきましては評価試験部　作業機第２試験室へお問い合わせ下さい。

(3)　申込書類の提出先

総合鑑定を依頼される方は、以上説明しました総合鑑定依頼書と添付書類を一括して申込受付期間内に下記の宛先へ提出して下さい。

【宛先】〒331-8537　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目４０番地２
生物系特定産業技術研究支援センター（略称：生研センター）
評価試験部長あて

なお、郵送の場合は、封筒に「総合鑑定依頼書在中」と朱記して下さい。

(4)　申込みの受理と鑑定受託契約

鑑定依頼書を受理しましたら、依頼者に受理通知をするとともに鑑定受託契約を締結いたします。

(5)　総合鑑定に要する経費の納入

鑑定受託契約後に、鑑定手数料を銀行振込により納入して下さい。

振込銀行及び口座は以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店
普通預金口座　１３３３０００
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込が終わりましたら「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を評価試験部　作業機第２試験室へ送付して下さい。

(6)　手数料

平成25年度の手数料（消費税込み）は以下のとおりです。

単位　円

| 機　　種　　名 | 手数料 |
|---|---|
| 豆用脱粒機（連続排桿型） | 941,850 |
| 大豆選別機 | 660,450 |
| 自脱コンバイン（種子用） | 1,138,200 |
| 温風暖房機 | 667,800 |
| ハウス用少量散布機 | 950,250 |
| プラウ（駆動ディスクハロー型） | 943,950 |
| 農用トレンチャ | 903,000 |
| 堆肥散布機（自走式） | 753,900 |
| 側条施肥機 | 928,200 |

４）試験省略の希望がある場合の手続き

生研センター（旧農業・生物系特定産業技術研究機構、旧生物系特定産業技術研究推進機構及び旧農業機械化研究所を含む。）の鑑定を受けたもの(同時受験するものを含む)と同等の構造を有するもので、試験省略を希望する場合には以下の(1)～(3)の手続きに従って下さい。

(1)　試験省略確認依頼書

鑑定申込に先立って、様式７（16頁）の試験省略確認依頼書を１通提出して下さい。

(2)　試験省略通知書

生研センターは、試験省略確認依頼書に基づき確認を行い、様式８（17頁）の試験省略通知書を送付いたします。

(3)　総合鑑定依頼の手続き

試験省略通知書に基づき鑑定を依頼される場合は、上記（２）の試験省略通知書の写しを添えて、通常の総合鑑定依頼書と同様の手続き（前記、３）参照）をして下さい。

様式７

試験省略確認依頼書

年　月　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　印

今年度、総合鑑定の受験を予定している下記型式は、○○年度生研センター（旧農業・生物系特定産業技術研究機構、旧生物系特定産業技術研究推進機構、旧農業機械化研究所）の鑑定を受けたもの（同時受験するものを含む。）と同等の構造を有するものであるので、試験省略の可否について確認を依頼します。

記

１．農機具の種類

２．農機具の型式名

３．試験省略を希望する試験項目とその理由

---

（備考）１　用紙は日本工業規格Ａ４として下さい。
２　試験省略に必要な書類（鑑定成績書の写しのほか、省略の判断に必要な資料）も添えて下さい。

様式８

試験省略通知書

年　月　日

殿

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
所　長　　印

年　月　日付けをもって依頼を受けた
○○年度総合鑑定受験機の試験省略の可否については、試験省略確認依頼書の記載事項を検討した結果、下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

１．農機具の型式名

２．省略する試験

３．鑑定に要する経費

４．この通知書に基づく鑑定依頼書の提出期限

年　月　日

---

（備考）用紙は日本工業規格Ａ４です。

## ４．任意鑑定

任意鑑定は、主として製造業者や輸入業者向けに、農業機械の評価や公的証明などを提供することを目的としたものです。

試験の内容及び試験方法は簡単なものから総合的なものまで、依頼者の要望により任意に定めます。外国規格等による試験(例えば、安全キャブ及び安全フレームのASAE、EC規格による試験等)や、英文成績の発行も可能です。

試験の対象は、農業機械・施設及びこれらの部品、関連資材、関連測定機器などで、試作品、市販品の別は問いません。また、試験結果については、社内用として結果を公表しないものと、証明その他の目的のため公表するものとを依頼者が自由に選択できます。(公表とは、生研センター名で国、県の行政部局、公的試験機関等に成績を送付することをいいます。)

試験はその内容に応じて、研究部又は評価試験部の各室で担当します。

生研センターでは、依頼者の要望に応じ様々な試験に対応できる体制を整えていますが、試験の内容等によっては、実施が困難な場合がありますので、申込みに先だって予め任意鑑定事務窓口担当(評価試験部　作業機第１試験室)までご連絡下さい。

１）申込み受付時期について

平成25年4月1日から平成26年3月7日まで常時受け付けます。

２）申込み手続きについて

(1)　依頼書

様式９（19頁）に従って作成のうえ１通提出して下さい。

(2)　依頼書に添付する書類

仕様書、取扱説明書、カタログ等を添付して下さい。

(3)　申込み書類の提出先

【宛先】〒331-8537　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目４０番地２
生物系特定産業技術研究支援センター（略称：生研センター）
評価試験部長あて

なお、郵送の場合は、封筒に「任意鑑定依頼書在中」と朱記して下さい。

(4)　申込みの受理と鑑定受託契約

鑑定依頼書を受理しましたら、依頼者に受理通知をするとともに鑑定受託契約を締結いたします。

(5)　任意鑑定に要する経費の納入

鑑定受託契約後に、鑑定手数料を銀行振込により納入して下さい。

振込銀行及び口座は以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店
普通預金口座　１３３３０００
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を評価試験部　作業機第１試験室に送付して下さい。

鑑定の経費は、その都度算出して連絡します。

様式９

農業機械任意鑑定依頼書

年　月　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　印

農業機械任意鑑定要領に基づく鑑定を受けたいので、下記により依頼します。

記

１．農業機械の種類

２．農業機械の型式名

３．当該型式の農業機械の製造所の名称及び所在地

４．当該農業機械の生産（又は販売）開始予定年月日

５．希望する鑑定の内容
（１）鑑定項目
（２）鑑定期日
（３）鑑定場所
（４）その他（成績公表の希望の有無、特に希望する事項等）

---

（備考）１　用紙は日本工業規格Ａ４として下さい。
２　法人の社印、代表者の印を必ず捺印して下さい。
３　型式名は、例えば「セイケンＭＫ５０」のように銘柄型式名として下さい。
４　同一機種で同時に複数の型式を依頼される場合は、一葉にまとめて出していただいても結構です。
５　５の（４）の項目には、「成績公表の希望の有無」を必ず記入して下さい。

# ５．ＯＥＣＤテスト

１）テストの種類について

受験できるテストコードには次の種類のものがあります。

| テストコード | | 試験項目 | 対象範囲　注） |
|---|---|---|---|
| 2 | トラクタ性能 | 主ＰＴＯ性能、揚力及び油圧出力性能、けん引性能 | 車輪式及び走行部がゴム製の装軌式で機関出力 184kW{250PS}未満のもの |
| 4 | 安全キャブ・安全フレーム（強度試験） | 静的試験 | 車輪式トラクタ用で、原則として、バラストなし質量600kg以上、最小後輪輪距が1150mmを超えるもの |
| 5 | 騒音試験 | 運転者耳もと騒音 | 車輪式及び走行部がゴム製の装軌式で機関出力 184kW{250PS}未満のもの |
| 6 | 安全キャブ・安全フレーム（強度試験） | 静的試験 | 車輪式トラクタ用で、最低地上高が600mm以下、バラストなし質量400kg以上3500kg未満、最小輪距が1150mm以下のもの（前部装着型） |
| 7 | 安全キャブ・安全フレーム（強度試験） | 静的試験 | 車輪式トラクタ用で、最低地上高が600mm以下、バラストなし質量400kg以上、最小輪距が1150mm以下のもの（後部装着型） |
| 8 | 安全キャブ・安全フレーム（強度試験） | 静的試験 | 走行部がゴム製の装軌式トラクタで、最低地上高が600mm以下、バラストなし質量が600kg以上のもの |

注）「対象範囲」は、大型のものでは試験装置の能力によって制限することもありますので、事前にお問合わせ下さい。

2）テストの実施計画について

| ﾃｽﾄｺｰﾄﾞ | 受付期間 | 実施時期 | 実施場所 | 担当室 |
|---|---|---|---|---|
| コード２ | 平25.4.1<br>～平26.3.7 | 随時 | 生研センター | 評価試験部<br>原動機第１試験室<br>原動機第２試験室 |
| コード４ | | | | 評価試験部<br>安全試験室 |
| コード５ | | | | 評価試験部<br>原動機第１試験室<br>原動機第２試験室 |
| コード６ | | | | 評価試験部<br>安全試験室 |
| コード７ | | | | |
| コード８ | | | | |

3）テストの申込み手続きについて

申込み手続きは次のとおりです。

(1) 依頼書

様式10（23頁）に従って作成のうえ１通提出して下さい。

(2) 依頼書に添付する書類

仕様書、取扱説明書及び図面については各担当室までお問い合わせ下さい。

(3) 申込書類の提出先

【宛先】〒331-8537　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目４０番地２
生物系特定産業技術研究支援センター（略称：生研センター）
評価試験部長宛あて

なお、郵送の場合は、封筒に「ＯＥＣＤテスト依頼書在中」と朱記して下さい。

(4) 申込の受理とテスト受託契約

生研センターは、ＯＥＣＤテスト依頼書を受理しましたら、依頼者に受理通知をするとともにテスト受託契約を締結します。

(5) テストに要する経費の納入

テスト受託契約の締結後、ＯＥＣＤテスト手数料を指定期日までに銀行振込により納入してください。

振込銀行及び口座は、下記のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店

普通預金口座　１３３３０００

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を評価試験部　原動機第１試験室に送付して下さい。

(6)　手数料

平成25年度の手数料（消費税込み）は以下のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| ①　コード２ | 1,537,200 | 円 |
| ①　コード４、６、７及び８ | 1,115,100 | 円 |

注）農用トラクターについて、コード２とこれに随意試験を実施する場合及び農用トラクター用安全キャブ及び安全フレームについて、コード５（騒音試験）を実施する場合には、それぞれの試験に要する手数料と消費税が別途追加されます。

４）ＯＥＣＤ承認機の構造等の変更と再テストについて

ＯＥＣＤの承認を得た機械の構造、寸法、装備、材料、製造方法の変更を行う場合には、速やかにその内容を明らかにした資料を添えて様式11（24頁）の構造等変更届出書を１通提出して下さい。

生研センターは、提出された構造等変更届出書の内容を検討し、再テストの要否等を依頼者に連絡いたします。

再テストが必要な場合には、３）の申込手続きに従って、テスト依頼の手続きをしていただくことになります。

様式10

ＯＥＣＤテスト依頼書

年　月　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　印

農用トラクターＯＥＣＤ標準テストコードによる下記の ｱ. 農用トラクター、ｲ. 農用トラクター用安全キャブ、ｳ. 農用トラクター用安全フレームのテストを依頼します。

記

1　型式名

2　当該型式の製造所の名称及び所在地

3　当該型式の生産台数

4　当該型式の輸出実績（予定）

5　当該型式の装着可能トラクターの型式名

6　テストの種類

7　その他

---

（備考）1　用紙は日本工業規格Ａ４として下さい。
2　法人の印、代表者の印を必ず捺印して下さい。
3　文中で不必要な項目は抹消して下さい。
4　トラクターの場合は５を抹消して下さい。
5　テストの種類には、テストコード番号と試験の内容（随意試験の項目、装着トラクターの追加確認試験、構造等の一部変更に伴う再テスト）を記載して下さい。
6　「その他」の欄には、試験希望時期等を記載して下さい。
7　同一機種で同時に複数の型式を依頼される場合は、一葉にまとめて提出していただいても結構です。

様式11

構造等変更届出書

年　月　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　印

年度にＯＥＣＤの承認を受けた下記型式について、下記のとおり構造等を変更したので届けます。

記

1　農業機械の種類

2　農業機械の型式名

3　ＯＥＣＤ承認番号

4　構造変更年月日

5　変更内容及び理由

---

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ４として下さい。

## ６．農耕作業用自動車等機能確認

農耕作業用自動車等機能確認（以下、「機能確認」という。）は、道路運送車両法の小型特殊自動車に分類される農耕トラクタや刈取脱穀作業車（コンバイン）等について、農耕作業の用に供する機能を有することを証明するため、申請者から実施の申請を受けるとともに農林水産省生産局長からの依頼を受けて実施するものです。

１）機能確認の対象機種（車体の形状）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の別表第1の小型特殊自動車の項の第2号に該当する農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車及び田植機並びに国土交通大臣が特殊自動車として指定（平成13年運輸省告示第1664号）した林内作業車（以下「農耕作業用自動車等」という。）について実施します。

２）機能確認の確認項目

農耕作業用自動車等機能確認要領（農林水産省通達）に基づく項目について実施します。

３）機能確認の実施計画

| 車体の形状 | 実施時期 | 実施場所 | 担当室 |
|---|---|---|---|
| 農耕トラクタ | あらかじめ各機種（車体の形状）の担当室にお問い合わせ下さい。 | 生研センター<br>又は<br>申請者の事業所等 | 原動機第１試験室<br>原動機第２試験室 |
| 農業用薬剤散布車 | | | 作業機第１試験室 |
| 刈取脱穀作業車 | | | 作業機第２試験室 |
| 田植機 | | | 作業機第１試験室 |

４）申請手続き

申請の手続きは、次のとおりです。

(1)　農耕作業用自動車等機能確認実施依頼書

実施依頼書は、様式12（27頁）に従って作成の上１通提出して下さい。なお、試験の時期と試験実施場所につきましては、あらかじめ各機種（車体の形状）の担当室にお問い合わせ下さい。

(2)　添付書類

上記の実施依頼書に、農林水産省生産局長あて提出した「農耕作業用自動車等機能確認願」の写しを添えて下さい。

(3)　申請書類の提出先

機能確認の実施を申請される方は、上記(1)及び(2) の書類を一括し、下記宛先の各機種（車体の形状）の担当試験室あてに提出して下さい。

【宛先】〒331-8537　埼玉県さいたま市北区日進町１丁目４０番地２
生物系特定産業技術研究支援センター（略称：生研センター）
評価試験部　各担当試験室
なお、郵送の場合は、封筒に「機能確認依頼書在中」と朱記して下さい。

(4)　申請の受理

実施依頼書及び添付書類を受理し、さらに農林水産省生産局より実施及び報告の依頼のあった後、申請者に「農耕作業用自動車等機能確認実施通知書」と所要の経費に対する「請求書」を送付いたします。

(5)　機能確認に要する経費の納入

機能確認実施に要する経費を銀行振込により納入して下さい。平成25年度の経費（消費税込み）は、生研センター内で実施する場合、第１類別機は108,150円、第２類別機以降のものは90,300円となります。また、生研センター外で実施する場合は、生研センター内で実施する場合に必要となる経費の一部を減額し、出張に必要な旅費等の経費を加算した額になります。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店
普通預金口座　１３３３０００
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を評価試験部　各担当試験室に送付して下さい。

(6)　型式検査または安全鑑定と併願する場合の手続き

型式検査または安全鑑定と同時実施を申請する場合は、実施依頼書（様式12）の該当項目にその旨を記入して下さい。型式検査または安全鑑定の手数料と重複する項目について経費が減額されます。

様式12

農耕作業用自動車等機能確認実施依頼書

年　　月　　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
　生物系特定産業技術研究支援センター所長殿

住所
氏名又は名称及び代表者名　印

農林水産省生産局長へ農耕作業用自動車等機能確認の申請を行っている下記について機能確認の実施を依頼いたします。

記

1　車体の形状

2　車名及び型式

3　希望する実施の場所及び時期

4　型式検査、安全鑑定との併願の有無

---

（備考）1　用紙は日本工業規格Ａ４として下さい。
2　農林水産省生産局あての「農耕作業用自動車等機能確認願」（写し）を添付してください。
3　法人の社印、代表者の印を必ず捺印してください。

# ７．検査・鑑定等相談窓口

検査・鑑定等に関するご意見、ご質問、ご相談等ございましたら、下記の窓口担当室までお問合せ下さい。

総括責任者：評価試験部長(高橋弘行)　TEL 048-654-7100

| 窓口 | 内容 | 担当者 | 連絡先 |
|---|---|---|---|
| 総合窓口 | 検査･鑑定 | 評価試験部次長(松尾陽介) | TEL 048-654-7101<br>E-mail:sagyoki1@naro.affrc.go.jp |
| 個別窓口 | 型式検査 | 各機種担当室長 | 注）参照 |
| | 安全鑑定 | 安全試験室長(塚本茂善) | TEL 048-654-7110<br>E-mail:anzenshitsu@naro.affrc.go.jp |
| | 総合鑑定 | 作業機第２試験室長(堀尾光広) | TEL 048-654-7108<br>E-mail:sagyoki2@naro.affrc.go.jp |
| | 任意鑑定 | 作業機第１試験室長(松尾陽介) | TEL 048-654-7101<br>E-mail:sagyoki1@naro.affrc.go.jp |
| | OECDﾃｽﾄ | 原動機第１試験室長(藤井桃子) | TEL 048-654-7102<br>E-mail:gendoki@naro.affrc.go.jp |
| | 農耕作業用自動車等機能確認<br>農耕ﾄﾗｸﾀ | 原動機第２試験室長（清水一史） | TEL 048-654-7103<br>E-mail:gendoki@naro.affrc.go.jp |
| | 刈取脱穀作業車 | 作業機第２試験室長 | 上記参照 |
| | 農業用薬剤散布車 | 作業機第１試験室長 | 上記参照 |
| | 田植機 | 作業機第１試験室長 | 上記参照 |

注）原動機第１試験室長、原動機第２試験室長：農用トラクター（乗用型）
作業機第１試験室長：田植機（乗用型)、野菜移植機、動力噴霧機（走行式)、スピードスプレヤー、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター
作業機第２試験室長：コンバイン（自脱型)、コンバイン（普通型）
安全試験室長：農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム

評価試験部のダイレクトコールは以下のとおりです。

部　　長：０４８－６５４－７１００
次　　長：０４８－６５４－７１０１
原動機第１試験室：０４８－６５４－７１０２
原動機第２試験室：０４８－６５４－７１０３
作業機第１試験室：０４８－６５４－７１０６
作業機第２試験室：０４８－６５４－７１０８
安全試験室　　：０４８－６５４－７１１０
評価試験部FAX　：０４８－６５４－７１３５

生研センターのホームページ　URL http://www.naro.affrc.go.jp/brain/index.html